

小田原市子育て支援センター指定管理者募集要項

小田原市子育て支援センター（児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 3 第 6 項に規定する地域子育て支援拠点事業を行う施設をいいます。）の設置目的に沿った管理運営を効率的かつ安定的に行うため、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 244 条の 2 第 3 項及び小田原市公の施設の指定管理者の指定の手続き等に関する条例（平成 17 年条例第 26 号）に基づき、市内に設置している子育て支援センターのうち、マロニエ子育て支援センター、いずみ子育て支援センター及びこゆるぎ子育て支援センターの管理運営を行う指定管理者（管理運営を実施する団体）を募集します。

1 対象施設の概要

いずれの施設も、指定管理者は、特に必要があると認めるときは、市長の承認を得て、臨時に休場又は開場し、また、臨時に開場時間を変更することができます。

(1) マロニエ子育て支援センター

- ① 所在地 小田原市中里273番地の6（川東タウンセンターマロニエ 1 階）
- ② 面積 約198㎡（幼児用トイレの面積を含む。）
- ③ 建物の構造 鉄骨造、地上 3 階地下 1 階
- ④ 開場日及び開場時間
 - ア 開場日 毎週月曜日から金曜日まで（祝日、年末年始を除く。）
 - イ 開場時間 午前 9 時から午後 5 時まで（子育てひろばは、月曜日と祝日の翌日は 10 時から午後 3 時 30 分まで、火曜日から金曜日までは午前 10 時から午後 4 時まで）
- ⑤ 利用状況 令和 6 年度利用状況
開場日数 247 日、延べ利用組数 7,662 組、延べ利用者数 17,486 人

(2) いずみ子育て支援センター

- ① 所在地 小田原市飯田岡382番地の2（城北タウンセンターいずみ 3 階）
- ② 面積 約118㎡
- ③ 建物の構造 鉄骨造、地上 3 階
- ④ 開場日及び開場時間
 - ア 開場日 毎週火曜日から土曜日まで（祝日、祝日の翌日、年末年始を除く。）
 - イ 開場時間 午前 9 時から午後 5 時まで（子育てひろばは、午前 10 時から午後 4 時まで）
- ⑤ 利用状況 令和 6 年度利用状況
開場日数 237 日、延べ利用組数 4,652 組、延べ利用者数 10,812 人

(3) こゆるぎ子育て支援センター

- ① 所在地 小田原市羽根尾281番地の3（橘タウンセンターこゆるぎ 3 階）

- ② 面 積 約97㎡
- ③ 建物の構造 鉄骨造、地上3階
- ④ 開場日及び開場時間
 - ア 開 場 日 毎週火曜日・木曜日・金曜日（祝日、祝日の翌日、年末年始を除く）
 - イ 開場時間 午前9時から午後5時まで（子育てひろばは、午前10時から午後4時まで）
- ⑤ 利 用 状 況 令和6年度利用状況
開場日数 145 日、延べ利用組数 1,521 組、延べ利用者数 3,457 人

2 指定管理者が行う管理の基準

- (1) 関係法令及び条例の規定を遵守すること。
 - (2) 施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。
 - (3) 効率的な管理を行い、光熱水費等を含め、経費削減を図ること。
 - (4) 業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。指定期間終了後も同様とします。
 - (5) 業務に関連した情報の公開について適切に対応すること。
 - (6) 施設管理を行うに当たり業務上知り得た内容を第三者に漏らし、又は自己の利益のために使用しないこと。指定期間終了後も同様とします。
 - (7) 施設の安全管理を徹底すること。また、定期的に子育て支援センターが設置されている施設の火災及び防犯訓練に参加し、利用者の安全確保と事故防止に努めること。
 - (8) 指定管理の実施事項を定めた基本協定、当該年度における事項を定めた年度協定及び事業計画書に従い管理運営を行うこと。
- ※ 管理の基準に関する細目事項は、市と指定管理者が協議のうえ、協定で定めます。

3 指定管理者の業務

- (1) 小田原市子育て支援センター条例第3条に規定する事業の実施に関すること。
 - (2) 各子育て支援センターの維持管理に関すること。
 - (3) その他、「地域子育て支援拠点事業の実施について」（令和6年3月30日付けこ成環第113号成育局長通知）に基づく、各子育て支援センターの管理運営に必要な業務
- ※ 具体的な業務内容及び履行方法については、仕様書のとおり

4 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日までとします。

ただし、市は、本要項に基づき選定された団体について、指定管理者の業務を継続することが適当でないと認めるときは、小田原市行政手続条例（平成9年条例第24号）に定める手続きにより、指定を取り消すことができるものとします。

※ 本要項に基づき選定された団体との協定の締結は、当該指定管理に係る予算案が小田原市議会において可決されることを条件とします。

5 指定管理業務の実施に要する経費

(1) 指定管理料

指定管理業務に係る経費（消費税及び地方消費税を含む）については、提案された収支予算書の提案額をもとに予算の範囲内で市と指定管理者で協議のうえ、協定書で定めることとします。

(2) 指定管理料に含まれる経費

人件費、事業運営に係る経費（通信運搬費（電話・インターネット通信費）、印刷製本費、消耗品費、清掃等維持管理費等）を含むものとします。なお、施設の電気料金、水道料金及び空調費は市が負担し、施設の管理に当たっては、建物管理者の指示に従ってください。

(3) 自主事業等による収入

指定管理者の企画・提案によるイベントなど、各種事業の実施による収入は、指定管理者の収入とし、利用者から徴収する料金は、あらかじめ市の承認を得て指定管理者が定めるものとします。

(4) 会計区分

経理は、会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに区分してください。

(5) 区分経理

指定管理者は、指定管理業務に係る経理事務の執行をするときは、専用口座を設けるなど自身の団体の会計から独立した会計帳簿書類を設け、区分を明らかにして管理してください。

6 応募資格及び条件

次の要件を満たす法人若しくはその他の団体（以下「法人等」という。）であること。なお、法人格は必ずしも必要ありませんが、指定申請書に定められた書類を添付し、財務諸表等により経営状況を把握することができる団体であること。また、個人は申請することとはできません。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しないこと。
- (2) 過去2年以内において、指定管理者の責に帰すべき事由により、本市又は他の地方公共団体から地方自治法第244条の2第11項の規定により指定の取り消しを受けていないこと。
- (3) 小田原市工事等入札参加資格者の指名停止等措置要領に基づく指名停止処分を受けていないこと。
- (4) 市税、県税及び国税を滞納していないこと。
- (5) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条又は民事再生法（平成11年法律第225号）第21条の規定による更生手続又は更生手続の開始の申立てがなされた場合は、更生手続の開始決定又は再生計画の認可決定がなされていること。
- (6) 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）に該当しないこと。
- (7) 暴力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。以下同じ。）もしくは暴

力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者の統制の下にある団体等に該当しないこと。

- (8) 暴力団の構成員もしくは暴力団の構成員でなくなった日から5年を経過しない者を役員に含む団体等に該当しないこと。
- (9) 指定管理期間中、子育て支援センターの管理運営を円滑かつ安定して実施できること。
- (10) 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していること（加入の必要がある場合）。
- (11) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）に対応すること。
- (12) 消費税の適格請求書等保存方式（インボイス制度）において、指定管理者もインボイスの発行事業者の登録が必要となり、発行したインボイスの交付やその写しを保存等の新たな事務も発生することから適正に対応すること。インボイス制度の詳細は、国税庁ホームページの「インボイス制度」を確認すること。

7 申請様式等の配布

申請様式等は、市ホームページからダウンロードしてください。

【掲載期間】令和7年7月11日（金）から8月12日（火）まで

8 説明会の開催

応募方法や業務内容等に関する説明会を次のとおり開催します。参加を希望される場合は、法人等の名称及び参加する方の氏名をあらかじめ連絡してください。

※参加人数は、1団体3名までとします。

- (1) 開催日時 令和7年7月18日（金）午後3時30分から
- (2) 開催場所 小田原市生涯学習センターけやき（4階第3会議室）
- (3) 参加申込 説明会参加申込書（様式第7号）に必要事項を入力し、令和7年7月16日（水）正午までに、電子メールにて送信してください。

【送信先アドレス】ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp

※ 電子メールの件名は「説明会参加申込」としてください。

※ 電子メールを送信後、送信した旨を小田原市子育て政策課へ電話で連絡してください。【連絡先電話番号】0465-33-1874

9 質問事項の受付・回答

応募方法、業務内容等についての質問を、次のとおり受け付けます。

- (1) 受付期間 令和7年7月16日（水）から7月25日（金）午後5時まで【必着】
- (2) 質問方法 質問票（様式第5号）に質問事項を分かりやすく記入し、郵送、電子メール又は小田原市子育て政策課へ直接提出してください。なお、受付期間を過ぎて到達したものは無効とします。
 - ※ 電子メールを送信した場合は、必ず送信した旨を電話連絡してください。
 - ※ 郵送は締切日必着とします。
 - ※ 直接提出する場合の受付時間は、午前9時から午後5時までとします。

- (3) 回答方法 いただいた質問については、令和7年8月6日（水）までに市のホームページで回答します。
- (4) 留意事項 ア 電話での質問は受け付けません。
- イ 質問内容については、募集要項及び仕様書の内容に関連するもののみとし、それ以外の内容と判断した質問については回答しません。

10 提出書類及び提出方法

(1) 提出書類

申請に当たっては、次の書類を市に提出していただきます。なお、市が必要と認める場合は、追加資料の提出を求めることがあります。

ア 指定管理者指定申請書（様式第1号）

イ 子育て支援センターの指定期間の管理運営に係る事業計画書（様式第2号）及び各年度の収支予算書（様式第3号）

ウ 当該団体の定款又は寄附行為の写し及び登記簿謄本（法人以外の団体の場合は、会則等）

エ 当該団体の貸借対照表、損益計算書又は事業活動計算書、法人税確定申告書に添付する勘定科目内訳明細書のうち貸借対照表に係る部分又は財産目録等の財務状況の分かる書類（令和4年度～令和6年度分）

オ 当該団体の事業報告書、その他業務内容を明らかにする書類（令和4年度～令和6年度分）

カ 納税証明書（※共同事業体の場合は構成事業者全て）

（ア）法人税、市税、県税、消費税及び地方消費税について未納がないことの直近の証明書

（イ）本店所在地の法人市民税（法人でない団体にあつては代表者の個人市民税）及び固定資産税について直近2年度分の納税証明書

キ 労働保険（雇用保険・労災保険）及び社会保険（健康保険・厚生年金保険）に加入していることを証明できる書類

ク 身分証明書（法人にあつては代表取締役、法人以外の団体にあつては代表者）

※ 禁治産宣告や破産宣告などの法的処分を受付けていないことを証明する書類（本籍地の市区町村が発行するもの）

ケ 法人等の組織及び運営に関する事項を記載した書類

（ア）役員名簿（氏名、読み仮名、性別、生年月日、住所を記載）

※ 小田原市暴力団排除条例（平成23年小田原市条例第29号）第9条において、市は公の施設の管理を暴力団又は暴力団経営支配法人等（以下、「暴力団等」という。）に行わせてはならないと定めており、市は応募者が暴力団等でないことを確認するため、これらの情報を収集し、神奈川県警察本部へ照会します。

（イ）組織、沿革、事業概要等運営体制に関する書類

（ウ）諸規程に関する書類（就業規則、給与規程）

コ 応募資格がある旨の誓約書（様式第4号）

(注) 複数箇所の子育て支援センターに応募する場合は、次のとおりとします。

- ・提出書類のうち、ア・イ・ケは、個々の事業ごとに作成してください。
- ・上記以外の提出書類は、2か所目から複写を可とします。
- ・選定の結果、選定と選外が混在した場合に、選定された子育て支援センターのみでも受託するか否かについて、様式2の特記に明記してください。

(2) 提出部数 各 10 部（正本 1 部、副本 9 部）

※ 副本は複写でも可としますが、カラー印刷の書類はカラーで複写してください。

※ すべての部数の書類ごとにインデックスを作成し、書類名を表示してください。インデックスは、白紙や厚紙等に貼り、ページ間合紙として差し込んでください。

(3) 提出期限 令和 7 年 8 月 1 日（金）から 8 月 25 日（月）まで午後 5 時【必着】

(4) 提出先 〒250-8555（※個別郵便番号）小田原市荻窪 300 番地

小田原市子ども若者部子育て政策課（※本庁舎 5 階 赤通路）

(5) 提出方法 持参のみ（※提出書類に不備等がないことを確認の上、受領するため。）

※ 提出日時を電話予約の上、持参してください。

【予約先電話番号】子育て政策課 0465-33-1874

(6) 注意事項

ア 指定申請書類作成、提出に係る費用は申請者の負担とし、提出された書類は理由の如何を問わず返却しません。

イ 市が追加資料の提出を求めた場合は、速やかに提出してください。

ウ 軽微な修正を除き、提出した書類の内容の変更はできません。

エ 提出書類の著作権は申請者に帰属するが、指定管理業務を行うに当たり公表する必要がある場合等、本市が必要と認めるときは、提出書類の一部又は全部を使用し複写できるものとします。また、提出書類の一部又は全部は、小田原市情報公開条例（平成 14 年条例第 32 号）に基づき公開されることがあります。

オ 申請者において様式第 2 号及び様式第 3 号の要件を満たす書類を作成した場合は、これをもって当該様式に代えることができるものとします。

カ 各証明書類は、証明年月日が申請書類提出時の 3 か月以内のもので、それぞれの発行官公署において定めた様式によるものを使用してください。なお、正本以外は複写機による写しでも差し支えありません。

キ 申請書類を提出した後に辞退する場合は、速やかに指定申請辞退届（様式は任意）を提出してください。

ク 書類の提出に当たり、小田原市が提示した要件を満たしていない場合は、書類を返却するので、改めて書類を提出してください。

ケ 申請者の都合による提出期限前の訂正については、提出された書類をいったん返却しますので、改めて書類を提出してください。この場合、提出期限内に書類提出がなければ、応募は無効とします。

11 事業規模

子育て支援センターの管理運営事業に係る経費については、以下の参考金額以内で申請の際の事業計画及び収支予算を作成してください。なお、実際の指定管理料は、予算の範囲内で決定されます。

<参考金額> 指定管理者との年度協定における委託料（指定管理料）の実績

(1) マロニエ子育て支援センター

令和6年度 11,853,000 円、令和7年度 12,387,000 円

(2) いずみ子育て支援センター

令和6年度 6,520,000 円、令和7年度 6,814,000 円

(3) こゆるぎ子育て支援センター

令和6年度 3,718,000 円、令和7年度 3,886,000 円

※子育て支援センター事業は、消費税法に基づき非課税となる社会福祉事業に該当するため、指定管理料に消費税及び地方消費税は含まれません。

※法改正や制度改正等に対応するため、令和8年度以降に当然必要となる経費を見込んだ上で、委託料（指定管理料）を上積みすることは差し支えありませんが、その場合は、積算根拠となる資料等において、その旨を明示してください。

12 選定に関する事項

(1) 選定方法

外部有識者等により組織する「小田原市ファミリー・サポート・センター事業者及び子育て支援センター指定候補者選定委員会」（以下「選定委員会」という。）において、申請者の提出書類及びプレゼンテーションに基づき審査した結果を踏まえ、指定管理者となる候補者（以下「指定候補者」という。）を選定します。

その後、小田原市議会の議決を経て決定（指定）します。

(2) 選定基準

ア 施設を管理運営する上で基本となる方針が明確であること。

イ 業務を通じて取得した個人情報の保護等、関係法令、例規の遵守、及び諸規程の整備と適切な管理がされること。

ウ 子育て支援センターの管理運営業務について、小田原市の子育て支援施策の趣旨、目的、目指す姿等を十分に理解した提案がなされていること。

エ 事業計画に沿った施設の管理運営を安定して行う人員、資産その他経営規模及び能力を有すること。

オ 事業計画の内容が施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理運営に係る経費の縮減が図れること。

カ 収支計画は、事業計画等との整合性が図られ、指定管理料の提案が適正であること。

キ 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること。

ク 事業者の特質を活かした新たな事業展開について積極的な提案がなされていること。

13 選定手続き、プレゼンテーションの実施

選定委員会による提出書類等に基づく資格等の確認審査及び指定候補者の選定

ア 期 日 令和7年10月3日（金）

※集合時間など詳細については後日連絡します。

イ 場 所 小田原市役所（小田原市荻窪 300 番地）

ウ 審査方法 （ア）申請者によるプレゼンテーションの実施

（イ）提出書類及びプレゼンテーションの内容に基づき審査

（ウ）事業者の選定

エ その他 （ア）申請者多数の場合は、提出された申請書類等により事前審査を行い、プレゼンテーションに進む申請者を選定することがあります。

（イ）プレゼンテーションは、提出された申請書類等に沿って行うものとし、原則として新たな資料等の配布は認めません。

（ウ）スクリーン、プロジェクター、HDMI ケーブルは用意しますが、PC 等その他必要なものがある場合は、申請者側で用意してください。

14 無効又は失格

次の事項に該当する場合は、無効又は失格となることがあります。

- (1) 応募資格を満たしていない場合
- (2) 提出書類に虚偽の申請があった場合
- (3) 実施要領等で示された、提出期限、提出先、提出方法、書類作成上の留意事項等の条件に適合しない書類の提出があった場合
- (4) 企画提案書の作成に当たり、第三者の特許権、著作権、商標権、実用新案権その他の排他的権利を侵害した場合
- (5) 選定委員会の委員に対して、直接、間接を問わず故意に接触を求めた場合
- (6) 他の提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行った場合
- (7) その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行った場合

15 選定結果

選定結果は、すべての申請者に文書で通知します。

16 協定の締結

- (1) 指定管理者は令和7年12月小田原市議会の議決を経て決定（指定）されます。
- (2) 議決後に市と指定管理者との間で基本協定を締結しますが、この協定の管理業務に係る委託料（指定管理料）は、各年度の予算額以内となるので、申請時に提出のあった「収支予算書」における額を下回る場合があります。

17 スケジュール

内容	日程（予定）
募集要項の公表（配布開始）	令和7年7月11日
質問事項の受付	令和7年7月16日～7月25日午後5時
説明会の参加申込（受付期限）	令和7年7月16日正午
説明会	令和7年7月18日
質問事項に対する最終回答	令和7年8月6日
指定管理申請受付期間	令和7年8月1日～8月25日午後5時
プレゼンテーション・審査	令和7年10月3日
審査結果通知（候補者の選定）	令和7年10月下旬
市議会における指定の議決	令和7年12月
指定管理者の指定の告示（通知）	令和8年1月
協定の締結	令和8年2月
業務の開始	令和8年4月

18 指定管理者に対する監督

市は適正な業務遂行を確認するため、指定管理者に対し業務又は経理の状況に関し報告を求め、実地調査を行い、改善が必要と認められた場合は必要な指示をすることができるものとします。

また、市が必要と認めたときは、出納及び関連業務の帳簿等について監査を行うことができるものとします。

19 指定の取消等

- (1) 指定管理者が市の指示に従わないとき、その他管理の継続が適当でないと認めるときは、指定管理者としての指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとします。
- (2) 指定を取消したとき、指定管理者が指定管理料若しくはこれに相当する費用の支払いを受けている場合、その全部若しくは一部を市に返還していただきます。
- (3) 指定の取消し、又は期間を定めて業務の全部又は一部の停止を命じたことにより市に損害が生じた場合には、指定管理者が賠償するものとします。なお、このことにより指定管理者に損害が生じて、市はその責めを負わないものとします。

20 その他の事項

- (1) 指定管理者は、施設の管理に際して生じる損害賠償責任を担保するため、指定管理者の費用負担により施設賠償責任保険に加入してください。
- (2) 指定管理者は業務の継続が困難となる場合又はそのおそれがある場合は、速やかに市へ報告してください。この場合の措置は、次のとおりとします。

ア 指定管理者の責めに帰すべき事由による場合

市は指定管理者に対し改善勧告等の指示を行い、期間を定めて具体的な改善策の提

示及び実施を求めることができることとします。指定管理者が期間内に改善することができなかった場合又は市の指示に従わなかった場合、市は指定管理者の指定の取消し又は業務の一部若しくは全部の停止を命ずることができるものとします。

イ 指定が取り消された場合の賠償等

上記アにより指定管理者の指定が取り消され、又は業務の一部もしくは全部が停止された場合、指定管理者は市に生じた損害を賠償しなければなりません。

ウ 不可抗力等による場合

不可抗力その他指定管理者の責めに帰すことができない事由により業務の継続が困難となった場合、市と指定管理者は業務継続の可否等について協議を行い、継続が困難と判断した場合は、市は指定管理者の指定を取消し、又は業務の一部もしくは全部の停止を命ずることができるものとします。

(3) 指定期間の終了又は指定の取消しにより業務を引継ぐ場合は、円滑な引継ぎに協力するとともに、必要な情報提供を行ってください。なお、これらの引継ぎにかかる費用は、指定管理者の負担とします。

(4) 協定書に定めのない事項及び業務履行に当たり疑義を生じたときは、市と指定管理者が協議のうえ解決するものとします。

21 問い合わせ先

担当部署	小田原市子ども若者部子育て政策課子育て政策係 (小田原市役所本庁舎5階)
所在地	〒250-8555 小田原市荻窪 300 番地
連絡先	電話 0465-33-1874
メール	ko-kosodate@city.odawara.kanagawa.jp